



こんにちは

県議会議員・日本共産党

藤井かつひこ (克彦) です



日本共産党議員控室 TEL 045-210-7882
 (神奈川県庁新庁舎7階) FAX 045-210-8932
 自宅：相模原市南区旭町15-36-407
 TEL・FAX 042-748-6388
 携帯 090-2470-8471 Eメール yfel8113@nifty.com
 ◇相談事やご意見ご要望などお気軽にお寄せ下さい

神奈川県議会第3回定例会が9月8日(木)から開催されています。産業労働常任委員会(9月29日、10月3日、10月11日)での質疑等と津久井やまゆり園での殺傷事件を受けた「ともに生きる社会かながわ憲章」制定についてご報告します。

県が商店街リフォーム助成 本格実施を (産業労働常任委員会)

県は今年度、「商店街未病を治す取り組み支援事業(1220万円)」を新規事業として実施しています。この事業は、県が、「未病を治す」取り組みにより、地域商業の活性化を図るため、空き店舗を活用してコミュニティカフェ等を新たに設置する際、空き店舗の改装費等(100万円～600万円程度を想定)に対し、補助(対象経費の2分の1)等をおこなうものです。

5つの商店街での事業が採択され、既にオープンしていた「大和市・千本桜商店会」「横浜橋商店街協同組合」の取り組みを、9月、現地を訪れて見てきました。

「横浜橋商店街協同組合」の取り組みは、障がいのある方が働くカフェで、安心安全な食の提供や食事メニューや健康管理のセミナーを開くというものでした。

県のわかりにくい“未病を治す取り組み”の是非はともかく、保健予防、障がい者福祉や高齢者施策と連携した、商店街活性化への工夫・取り組みとして、注目されます。



商店街の活性化をはかる空き店舗のリニューアル助成を、今年度限りにせず、**継続し拡充**していくよう求めました。



千本桜商店会

主に高齢者が対象の交流スペース。市コミュニティパスの停留所が近くにあり。



横浜橋商店街

障がいのある方が働くカフェのメニューの一番上には「未病を治して健康長寿」と書いてある。

規制緩和で外国人を家事支援に？（産業労働常任委員会）

神奈川県は、特区制度の規制緩和を活用して、「女性の社会進出の拡大」のため、「神奈川県内で試行的に外国人の家事支援人材の受け入れを実施」します。既に(株)パソナ等4社が受入企業として認可されています。

受入企業	受入予定人数と国籍
(株)ダスキン	4名 フィリピン共和国
(株)パソナ	25名 フィリピン共和国
(株)ポピンズ	5名 フィリピン共和国
(株)ベアーズ	4名 フィリピン共和国

外国人労働者の報酬額は、「日本人労働者と同等額以上」とされています。経済力のある家庭でなければ利用できない、多くの女性の社会進出に役立つとは思えない、と複数の会派・委員から指摘されました。



県は、事業者数社に聴き取り調査を行っただけで家事支援サービスの「ニーズがあるが人が足りない」と言いますが、なぜ日本人労働者が確保できないのか、分析もせ

ずに外国人労働者の導入に走っています。

しかし、先行して導入されている外国人技能実習生をめぐっては、送り出し国における保証金徴収や違約金契約、また渡航費のための借金等により、日本で権利の主張ができず、実習生の人権が侵害される事例が多く報告されています。有効な対策がなく問題は未解決のままなのに、県が全国に先駆けて家事支援分野で外国人労働者を“解禁”することには、賛成できません。



今後、家事支援外国人労働者の処遇や働き方などについて、国の諸機関や神奈川県で構成する「神奈川県第三者管理協議会」が、受入企業を監視・指導します。行政関係者のみで構成され会議も非公開であることを改め、実施状況を国民・県民に公開し、広く議論をおこすべきと主張しました。

そしてこの施策については考え直すよう求めました。



『ともに生きる社会かながわ憲章』を制定

10月14日（日）県議会本会議で、「ともに生きる社会かながわ憲章」を全会一致で可決しました。

日本共産党県議団を代表して、井坂新哉議員が賛成討論をおこないました。

<賛成討論の主な内容>

憲章の「この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会を実現します」というメッセージは、県民の切なる願いを受けたもの。

しかし、この憲章の制定過程に障がい当事者の参加が不十分であったことは大変残念であり、二度と同じ轍を踏んではならない。

この憲章の制定を機に、当事者の参画の下、障がい者差別禁止条例の制定や合理的配慮の具体化、障がい者福祉施策の充実に向けて、差別や偏見のない社会を実現するために、日本共産党県議団としてもみなさんと力を合わせて取り組む。

ともに生きる社会かながわ憲章

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまで「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

1. 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
1. 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
1. 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
1. 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県